

令和4年6月29日

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター  
女性活躍推進法・次世代法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年7月1日 ～ 令和9年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

**目標1 女性の技術職の正規職員を現員の1人から2人以上に増加させる。**

<実施時期・取組内容>

- 令和4年7月～ 技術職の女性の応募を増やすため、現状の業務について何が出来るか把握する。
- 令和4年7月～ 技術職の女性の応募を増やすために、女性が働きやすい職場であることをHP等で積極的にPRしていく。
- 令和4年7月～ 技術職の募集を行う際に、女性が働きやすい職場であることを求人内容に掲載する。

**目標2 年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間10日以上とし、取得時季も職員の希望に沿った時季となるよう計画を立てる。**

(職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

<実施時期・取組内容>

- 令和4年7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 令和4年7月～ 各課管理職員は、管轄下職員が希望した時季に取得できるよう、業務の配分など、取得しやすい環境を整える。
- 令和5年1月～ 有給休暇の取得日数が少ない該当職員と管理職に、理事長が面談を実施する。
- 令和5年1月～ 職員の希望する取得時季を把握するため、次年度の「年次有給休暇計画表」を配布し、管理職員が管轄下職員の希望時季が把握しやすいようにする。